乗合バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年11月)

11月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	累積点数
1	北海道バス株式会社（法人番号9430001021456） 代表者西村晴成	北海道札幌市清田区真栄1条2丁目33－10	清田営業所	北海道札幌市清田区里塚2条5丁目3－3	R5.11.28	輸送施設の使用停止（60日車）及び文書警告	道道路運送法（以下「法」）第27条第3項、法第29条	令和5年8月1日、事業規模拡大を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。（1）疾病・疲労等のおそれのある乗務（安全規則第3条第6項）（2）点呼の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第24条第5項）、（3）乗務等の記録事項義務違反（運輸規則第25条第1項、第4項）、（4）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第38条第1項）、（5）運転者に対する指導監督の記録事項義務違反（運輸規則第38条第1項）、（6）整備不良車両等運航（運輸規則第45条）、（7）事故の届出義務違反（道路運送法第29条）	6	6
2	株式会社じょうてつ（法人番号1430001007925） 代表者原田寛	北海道札幌市白石区東札幌1条1丁目1番8号	川沿営業所	北海道札幌市南区川沿5条1丁目20番地	R5.11.28	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和5年8月29日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。（1）疾病、疲労等のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項）	0	0
	以下余白									